

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

(注1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率、依存率及び最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が20%以上となっていること。

(注3) $P > 0$ となっていること。

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。